



第 66 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成26年6月26日(木曜日) 午前10時

開催場所

大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

当社本社会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

書面による議決権行使期限

平成26年6月25日(水曜日) 午後5時まで

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件 |

Contents

| | |
|-----------------|----|
| 第66回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 添付書類 | |
| ▶ 事業報告 | 2 |
| ▶ 連結計算書類 | 17 |
| ▶ 計算書類 | 25 |
| ▶ 監査報告書 | 32 |
| 株主総会参考書類 | 35 |

日本ピラー工業株式会社

証券コード：6490

株 主 各 位

大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

日本ピラー工業株式会社

代表取締役社長 岩波清久

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区野中南2丁目11番48号 当社本社会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第66期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第66期連結計算書類監査結果報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pillar.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀の金融政策を背景に緩やかな回復が継続しておりますが、設備投資につきましても持ち直しの動きがみられるものの先行きについての慎重な見方があり、やや力強さに欠ける状況が続いております。また、世界経済は新興国・資源国経済の一部については弱めの動きとなっておりますが、先進国を中心に回復しつつあります。

当社グループを取り巻く事業環境は、産業機器分野においては、国内需要が伸び悩む一方で海外需要は堅調でした。また、電子機器分野においては、スマートフォンやタブレット向け需要が増加基調にあり半導体市況の回復がみられました。

このような環境のなか、当社グループの中核のひとつであります産業機器分野向けシール製品は、海外案件の受注獲得に努めましたが、激しさを増す価格競争や電力案件の需要低迷の影響を受け低調に推移しました。

もうひとつの中核であります半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）は、半導体・液晶市況の回復により受注が好転しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は207億20百万円（前期比10.0%増）となり、利益面では、営業利益は29億8百万円（前期比21.5%増）、経常利益は30億31百万円（前期比20.2%増）、当期純利益につきましては、18億54百万円（前期比16.6%増）となりました。

【事業別の概況】

産業機器関連事業（シール関連製品）

メカニカルシール製品は、新製品の開発・上市、海外での生産・販売体制の整備などに努めてまいりましたが、プラント案件・電力向けの受注減少もあり微減となりました。

また、グランドパッキン・ガスケット製品は、総じて堅調に推移しほぼ前年並みとなりました。

この結果、産業機器関連事業の売上高は96億83百万円（前期比2.9%減）、営業利益は14億34百万円（前期比21.8%減）となりました。

電子機器関連事業（樹脂関連製品）

半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は半導体市況の回復の影響を受け、また、建設業界向け免震関連製品も堅調に推移し、全体としては順調な動きとなりました。

この結果、電子機器関連事業の売上高は109億83百万円（前期比24.8%増）、営業利益は14億56百万円（前期比168.5%増）となりました。

その他部門（不動産賃貸）

その他部門の売上高は53百万円（前期比8.2%減）、営業利益は14百万円（前期比5.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は5億97百万円であり、その主なものは、生産設備の新設及び維持更新によるものであります。資金調達におきましては、すべて自己資金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は先進国を中心に緩やかな回復が続くと予想され、わが国経済も消費税引き上げの影響は懸念されますが回復基調が継続するとみられます。しかし、欧州債務問題の今後の展開や新興国・資源国経済の動向といったリスクが内在し、依然として不透明感が漂う状況にあります。

このような状況のなか、産業機器分野向けシール製品は、エンドユーザーへの技術営業の強化や海外拠点の拡充を図るなど積極的に事業活動を展開してまいります。また、半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は、新製品による需要の拡大や新用途の開拓に努めてまいります。加えて原価低減活動などの収益構造の改善を継続的に進めてまいります。

当社グループは、安定した業容の拡大を目指し、新市場の創造、新事業の早期確立や、常なるコスト削減に取り組んでおります。さらに、国内外の関係会社との連携を強化し、グループ収益力、コスト競争力を高めてまいります。新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力であります。全体最適の発想で改革をリードする人材を育むことが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、グローバルに活躍できる人づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 平成22年度 第 63 期 | 平成23年度 第 64 期 | 平成24年度 第 65 期 | 平成25年度 第 66 期 (当連結会計年度) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 22,272 | 22,086 | 18,831 | 20,720 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 3,870 | 3,820 | 2,522 | 3,031 |
| 当期純利益 (百万円) | 2,907 | 2,233 | 1,589 | 1,854 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 117.43 | 90.22 | 64.23 | 74.92 |
| 総 資 産 (百万円) | 35,368 | 36,590 | 35,731 | 38,986 |
| 純 資 産 (百万円) | 25,500 | 27,135 | 28,629 | 30,585 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円) | 1,030.13 | 1,096.26 | 1,156.72 | 1,235.95 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------|-------------|---------|----------------------|
| | 百万円 | % | |
| ピラーサービス販売株式会社 | 10 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売及び補修 |
| 中部ピラーサービス販売株式会社 | 10 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売 |
| 東京ピラー株式会社 | 10 | 100.0 | 〃 |
| 北陸ピラー株式会社 | 40 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売、不動産の賃貸 |
| 関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社 | 30 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売及び補修 |
| ピラーエンジニアリングサービス株式会社 | 10 | 100.0 | 〃 |
| 山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社 | 30 | 100.0 | 〃 |
| エヌピイ工業株式会社 | 10 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造 |
| 日高精工株式会社 | 36 | 100.0 | 〃 |
| 台湾ピラー工業株式会社 | 61,000千台湾ドル | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造及び販売 |
| 日本ピラーシンガポール株式会社 | 900千Sドル | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売及び補修 |
| 日本ピラーアメリカ株式会社 | 800千USドル | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売 |
| 蘇州ピラー工業有限公司 | 10,346千人民元 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造 |

(6) 主要な事業内容

当社グループは、メカニカルシール製品、グランドパッキン・ガスケット製品及びピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）を主力とした流体制御関連機器製品の製造販売を行っております。これらの製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、自動車、化学、船舶、土木建築、食品、医薬品などの幅広い産業分野の重要機能部品として不可欠であり、得意先は産業界の広範囲にわたっています。また、その他として不動産賃貸業を行っております。

主要な製品及び用途は次のとおりであります。

| 製 品 | 用 途 |
|------------------|-------------------------|
| メカニカルシール製品 | 電力、石油精製・石油化学、化学、船舶、食品ほか |
| グランドパッキン・ガスケット製品 | 電力、石油、自動車、化学、船舶、食品ほか |
| ピラフロン製品 | 半導体・液晶、土木建築、化学、医薬品ほか |

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

| | | |
|-----|----------------|-----------------|
| 本 社 | 大阪市淀川区 | |
| 支 店 | 東京支店（東京都千代田区） | 横浜支店（神奈川県横浜市） |
| | 名古屋支店（愛知県名古屋市） | 京都支店（京都府京都市） |
| | 大阪支店（大阪府大阪市） | 神戸支店（兵庫県明石市） |
| | 広島支店（広島県広島市） | 九州支店（熊本県合志市） |
| 工 場 | 三田工場（兵庫県三田市） | 福知山事業所（京都府福知山市） |
| | 九州工場（熊本県合志市） | |

② 重要な子会社の事業所

ピラーサービス販売株式会社（大阪府堺市）
中部ピラーサービス販売株式会社（愛知県名古屋市）
東京ピラー株式会社（神奈川県川崎市）
北陸ピラー株式会社（福井県敦賀市、大阪府大阪市）
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社（千葉県原市）
ピラーエンジニアリングサービス株式会社（岡山県倉敷市）
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社（山口県周南市）
エヌパイ工業株式会社（兵庫県加東市）
日高精工株式会社（兵庫県加東市）
台湾ピラー工業株式会社（台湾）
日本ピラーシンガポール株式会社（シンガポール）
日本ピラーアメリカ株式会社（アメリカ）
蘇州ピラー工業有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 658 (250) 名 | 増11 (減16) 名 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|--------|--------|
| 480 (203) 名 | 減2 (減13) 名 | 38.3 歳 | 14.9 年 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|------------|---------|
| 株式会社みずほ銀行 | 472 百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 462 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,042,406株
- (3) 株主数 2,327名
- (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|----------|--------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,221 千株 | 4.94 % |
| 日本ピラー工業取引先持株会 | 1,119 | 4.53 |
| 有限会社ロックウェーブ | 1,020 | 4.12 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 897 | 3.63 |
| 岩波清久 | 716 | 2.89 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 700 | 2.83 |
| 株式会社みずほ銀行 | 692 | 2.80 |
| 株式会社三井住友銀行 | 692 | 2.80 |
| ダイキン工業株式会社 | 400 | 1.62 |
| ビービーエイチポストンフォーノムラジャパン スモラーキャピタライゼイションファンド 620065 | 349 | 1.41 |

(注) 持株比率は、自己株式(295,540株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------------|---------|---|
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 岩 波 清 久 | |
| 取 締 役 専務執行役員 | 大 岩 輝 雄 | 営業本部長 韓国ピラー工業株式会社代表理事 |
| 取 締 役 常務執行役員 | 勝 見 僚 一 | 営業本部海外事業部長 台湾ピラー工業株式会社董事長 |
| 取 締 役 執行役員 | 岩 波 嘉 信 | 営業本部グローバル事業推進部長 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 |
| 取 締 役 | 中 川 威 雄 | ファインテック株式会社代表取締役社長 ファナック株式会社社外監査役 株式会社ツガミ社外取締役 オーエスジー株式会社社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 神 田 孝 三 | |
| 監 査 役 | 門 屋 明 | 公認会計士 |
| 監 査 役 | 森 恵 一 | 弁護士 住友精密工業株式会社社外監査役 |

- (注) 1.取締役中川威雄氏は、社外取締役であります。
 2.監査役門屋 明及び森 恵一の両氏は、社外監査役であります。
 3.平成26年3月11日付で次のとおり取締役の担当の異動がありました。

| 氏 名 | 新 | 旧 |
|---------|--------------------------------|--|
| 大 岩 輝 雄 | 取締役 専務執行役員 営業本部長 | 取締役 専務執行役員 管理部門管掌、 経営企画部長兼情報システム部長 兼総務人事部長 |
| 勝 見 僚 一 | 取締役 常務執行役員 営業本部海外事業部長 | 取締役 常務執行役員 営業本部長 |
| 岩 波 嘉 信 | 取締役 執行役員 営業本部グローバル事業推進部長 | 取締役 執行役員 生産本部副本部長 兼営業本部海外事業部担当部長 |

- 4.監査役門屋 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当社は、監査役森 恵一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6.当社は、執行役員制度を導入しており、平成26年4月1日現在の取締役兼務執行役員4名を除く執行役員は次の8名であります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|-------------|---------|-------------------------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 清 水 正 夫 | 三田工場長、技術・生産部門管掌、 生産技術部長兼プロセス開発部長 |
| 執 行 役 員 | 青 山 博 | 営業本部東京支店長 |
| 執 行 役 員 | 大 崎 眞 仁 | 総務人事部長兼情報システム部長 |
| 執 行 役 員 | 後 藤 幸 生 | 福知山事業所長兼福知山生産技術部長 |
| 執 行 役 員 | 星 川 郁 生 | 生産本部長兼生産本部三田生産部長 |
| 執 行 役 員 | 山 内 定 光 | 技術本部長 |
| 執 行 役 員 | 藤 崎 和 寛 | 営業本部名古屋支店長 |
| 執 行 役 員 | 川 本 裕 久 | 開発事業部長兼営業本部市場開発部長 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|-----------------|------------|----------------------|
| 取 締 役 | 5名 | 1 3 1 百万円 |
| 監 査 役 | 3名 | 1 2 百万円 |
| 合 計 (うち社外役員) | 8名 (3名) | 1 4 3 百万円 (9 百万円) |

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中川威雄氏は、ファインテック株式会社の代表取締役であります。また、ファナック株式会社の社外監査役、株式会社ツガミ及びオーエスジー株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社とそれぞれの会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役森 恵一氏は、住友精密工業株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社と当該会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|-------|---|
| 取 締 役 | 中川 威雄 | 当事業年度開催の取締役会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 門屋 明 | 当事業年度開催の取締役会7回すべてに、また、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 森 恵一 | 当事業年度開催の取締役会7回すべてに、また、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、現時点では、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約は締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---|-------|
| ① | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 29百万円 |
| ② | 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の重要な子会社のうち、台湾ピラー工業株式会社、日本ピラーシンガポール株式会社、日本ピラーアメリカ株式会社、蘇州ピラー工業有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）につき、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社長の指名を受けた者を委員長とし、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。各部門には、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス責任者を任命・配置するとともに、従業員に対し必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、取締役、執行役員及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合、速やかに報告ができる体制として「内部通報規程」を定めております。
- ② 当社は、取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、企業倫理規範ハンドブックを作成し、その周知徹底を図っております。
- ③ 当社及び当社グループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括するため、「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることにしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。

- ② 当社は、取締役会を定例的に開催するほか、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的に開催しております。
- ③ 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を定期的に実施しております。
- ② グループ会社すべてに適用する行動指針として、当社が作成した企業倫理規範ハンドブックを配布し、法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための「企業倫理規範」や「企業行動基準」の周知徹底を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は配置しておりませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合は、その任命・異動等については、取締役と監査役が意見交換を行い、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告及び情報提供を行っております。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
- ③ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成23年6月23日開催の第63回定時株主総会において、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会にて株主の皆様のご承認に基づき導入いたしました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）につき、その内容を一部変更して継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社是「品質第一」、「和衷協力」、「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をとおして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

一方、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、平成26年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「B T vision13（ブレイクスルービジョンイチサン）」を平成23年4月にスタートさせています。本計画のコンセプトは「顧客思考、お客様指向のモノづくり」であり、これらを追求することにより「既存事業の拡充・拡大」や「新しい事業分野への展開」、「経営体質の強化」をとおして、さらなる成長と企業価値の向上を目指すことを基本方針としています。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

① 対象となる大規模買付等

本プランは、当社が発行者である株式等について、(a)保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は(b)公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「大規模買付等」と総称します。）を対象とします。

② 意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

当社の株式等について大規模買付等が行われる場合、当該大規模買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、(a)本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出及び買付内容等の検討に必要な情報の提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間中、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提出された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

③ 独立委員会の勧告等

独立社外者（現時点においては社外監査役2名、社外有識者1名）から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、独立委員会規定に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

④ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたこととなります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたこととなります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化や安定的な業容の拡大にその充実が不可欠であると認識しております。従って、内部留保金は競争力強化や新技術の開発、研究開発など長期的な視点に立って、将来の企業価値を高めるための投資に有効に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 24,805 | 流 動 負 債 | 6,052 |
| 現金及び預金 | 13,093 | 支払手形及び買掛金 | 2,929 |
| 受取手形及び売掛金 | 9,401 | 短期借入金 | 575 |
| 商品及び製品 | 492 | 未払法人税等 | 805 |
| 仕掛品 | 797 | 賞与引当金 | 538 |
| 原材料及び貯蔵品 | 501 | その他 | 1,202 |
| 繰延税金資産 | 410 | 固 定 負 債 | 2,348 |
| その他 | 109 | 長期借入金 | 656 |
| 貸倒引当金 | △0 | 繰延税金負債 | 34 |
| 固 定 資 産 | 14,180 | 退職給付に係る負債 | 1,383 |
| 有形固定資産 | 11,254 | 資産除去債務 | 60 |
| 建物及び構築物 | 5,706 | その他 | 214 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,261 | 負 債 合 計 | 8,400 |
| 土地 | 3,707 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 440 | 株 主 資 本 | 29,518 |
| その他 | 137 | 資本金 | 4,966 |
| 無形固定資産 | 75 | 資本剰余金 | 5,190 |
| ソフトウェア | 62 | 利益剰余金 | 19,507 |
| 電話加入権 | 13 | 自己株式 | △145 |
| その他 | 0 | その他の包括利益累計額 | 1,067 |
| 投資その他の資産 | 2,850 | その他有価証券評価差額金 | 856 |
| 投資有価証券 | 2,544 | 為替換算調整勘定 | 252 |
| 繰延税金資産 | 17 | 退職給付に係る調整累計額 | △41 |
| その他 | 395 | 純 資 産 合 計 | 30,585 |
| 貸倒引当金 | △106 | 負 債 純 資 産 合 計 | 38,986 |
| 資 産 合 計 | 38,986 | | |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|--------------|
| 売上高 | | 20,720 |
| 売上原価 | | 13,955 |
| 売上総利益 | | 6,765 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,856 |
| 営業利益 | | 2,908 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 6 | |
| 受取配当金 | 50 | |
| 為替差益 | 56 | |
| その他 | 39 | 152 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 16 | |
| 固定資産売却損 | 5 | |
| 固定資産除却損 | 4 | |
| その他 | 4 | 30 |
| 経常利益 | | 3,031 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 3,031 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,210 | |
| 法人税等調整額 | △33 | 1,176 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 1,854 |
| 当期純利益 | | 1,854 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本合計 |
|--------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | |
| 当 期 首 残 高 | 4,966 | 5,190 | 18,049 | △142 | 28,063 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △395 | | △395 |
| 当 期 純 利 益 | | | 1,854 | | 1,854 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △2 | △2 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | 1,458 | △2 | 1,455 |
| 当 期 末 残 高 | 4,966 | 5,190 | 19,507 | △145 | 29,518 |

(単位：百万円)

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 601 | △35 | － | 566 | 28,629 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △395 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 1,854 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | △2 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 255 | 287 | △41 | 500 | 500 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 255 | 287 | △41 | 500 | 1,956 |
| 当 期 末 残 高 | 856 | 252 | △41 | 1,067 | 30,585 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称は事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(5)重要な親会社及び子会社の状況」に記載しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌビー産業株式会社、日本ピラー九州株式会社、ピラーテクノ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重大な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社) エヌビー産業株式会社、日本ピラー九州株式会社、ピラーテクノ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司

(関連会社) 韓国ピラー工業株式会社

持分法を適用しない理由

持分法適用外の非連結子会社4社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等の及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名 | 決算日 |
|-----------------|--------|
| 台湾ピラー工業株式会社 | 12月31日 |
| 日本ピラーシンガポール株式会社 | 12月31日 |
| 日本ピラーアメリカ株式会社 | 12月31日 |
| 蘇州ピラー工業有限公司 | 12月31日 |

(注) 連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- | | |
|-------------|----------|
| ① 製品・仕掛品 | 主として総平均法 |
| ② 商品 | 総平均法 |
| ③ 原材料 主要原材料 | 月次平均法 |
| 仕入部品 | 総平均法 |
| ④ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |
- (6) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 主として定率法 ただし、子会社北陸ピラー株式会社の賃貸用不動産及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (7) 引当金の計上基準
- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
- (8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|------------------|---|
| ① 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 |
| ② 消費税等の会計処理の方法 | 税抜方式によっております。 |
- (9) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
 （会計方針の変更）
 （退職給付に関する会計基準等の適用）
 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。
 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。
 この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,383百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が41百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,406百万円
 (2) 工事契約履行に係る保証 68百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 25,042,406株 | －株 | －株 | 25,042,406株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 291,700株 | 3,840株 | －株 | 295,540株 |

(注) 株式数の増加3,840株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|---------------------|------------|-------------|
| 平成25年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 198 | 8 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月27日 |
| 平成25年11月8日 取締役会 | 普通株式 | 197 | 8 | 平成25年9月30日 | 平成25年12月10日 |

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|------------|---------------------|------------|------------|
| 平成26年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 197 | 利益剰余金 | 8 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、定期的に把握された時価が役員に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。また、リース債務については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|---------------|---------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 13,093 | 13,093 | － |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 9,401 | 9,401 | － |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| ①満期保有目的の債券 | 102 | 101 | △1 |
| ②その他有価証券 | 2,305 | 2,305 | － |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (2,929) | (2,929) | － |
| (5) 短期借入金 | (575) | (575) | － |
| (6) 長期借入金 | (656) | (656) | 0 |

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額34百万円）並びに子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額101百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び遊休資産等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------|-------|
| 2,279 | 2,614 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,235円95銭

(2) 1株当たり当期純利益

74円92銭

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 21,073 | 流動負債 | 5,506 |
| 現金及び預金 | 10,078 | 支払手形 | 73 |
| 受取手形 | 2,180 | 買掛金 | 2,870 |
| 売掛金 | 6,585 | 短期借入金 | 200 |
| 商品及び製品 | 449 | 1年内返済予定の長期借入金 | 100 |
| 仕掛品 | 658 | リース債務 | 16 |
| 原材料及び貯蔵品 | 386 | 未払金 | 764 |
| 前払費用 | 17 | 未払費用 | 230 |
| 繰延税金資産 | 337 | 未払法人税等 | 662 |
| その他 | 380 | 預り金 | 28 |
| 固定資産 | 12,629 | 賞与引当金 | 473 |
| 有形固定資産 | 8,381 | その他の | 86 |
| 建物 | 3,843 | 固定負債 | 1,904 |
| 構築物 | 170 | 長期借入金 | 387 |
| 機械及び装置 | 862 | リース債務 | 16 |
| 車両運搬具 | 3 | 退職給付引当金 | 1,271 |
| 工具、器具及び備品 | 92 | 資産除去債務 | 58 |
| 土地 | 2,947 | その他 | 169 |
| リース資産 | 32 | 負債合計 | 7,410 |
| 建設仮勘定 | 430 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 72 | 株主資本 | 25,440 |
| ソフトウェア | 61 | 資本金 | 4,966 |
| 電話加入権 | 10 | 資本剰余金 | 5,190 |
| その他 | 0 | 資本準備金 | 4,731 |
| 投資その他の資産 | 4,175 | その他資本剰余金 | 459 |
| 投資有価証券 | 2,430 | 利益剰余金 | 15,429 |
| 関係会社株式 | 956 | 利益準備金 | 436 |
| 関係会社出資金 | 179 | その他利益剰余金 | 14,992 |
| 関係会社長期貸付金 | 420 | 特別償却準備金 | 95 |
| 固定化営業債権 | 79 | 固定資産圧縮積立金 | 12 |
| 長期前払費用 | 21 | 別途積立金 | 3,541 |
| 繰延税金資産 | 49 | 繰越利益剰余金 | 11,343 |
| その他 | 137 | 自己株式 | △145 |
| 貸倒引当金 | △98 | 評価・換算差額等 | 851 |
| 資産合計 | 33,703 | その他有価証券評価差額金 | 851 |
| | | 純資産合計 | 26,292 |
| | | 負債純資産合計 | 33,703 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|-----|--------------|
| 売 上 高 | | 19,585 |
| 売 上 原 価 | | 14,100 |
| 売 上 総 利 益 | | 5,484 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,230 |
| 営 業 利 益 | | 2,253 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 10 | |
| 受 取 配 当 金 | 113 | |
| 為 替 差 益 | 77 | |
| そ の 他 | 43 | 245 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 4 | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 4 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 4 | |
| そ の 他 | 3 | 17 |
| 経 常 利 益 | | 2,481 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,481 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 979 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △43 | 936 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,545 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 4,966 | 4,731 | 459 | 5,190 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | |
| 特別償却準備金の積立 | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － |
| 当 期 末 残 高 | 4,966 | 4,731 | 459 | 5,190 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|-------------------------|-----------|-------------------|-----------|---------------|--------|---------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 436 | － | 13 | 3,541 | 10,288 | 14,279 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △395 | △395 |
| 特別償却準備金の積立 | | 95 | | | △95 | － |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | △0 | | 0 | － |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 1,545 | 1,545 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 95 | △0 | － | 1,054 | 1,149 |
| 当 期 末 残 高 | 436 | 95 | 12 | 3,541 | 11,343 | 15,429 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価・換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|--------|------------------|----------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △142 | 24,293 | 599 | 599 | 24,893 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △395 | | | △395 |
| 特別償却準備金の積立 | | － | | | － |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | － | | | － |
| 当 期 純 利 益 | | 1,545 | | | 1,545 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △2 | △2 | | | △2 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 252 | 252 | 252 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △2 | 1,146 | 252 | 252 | 1,398 |
| 当 期 末 残 高 | △145 | 25,440 | 851 | 851 | 26,292 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- | | |
|-------------|---------|
| ① 商品・製品・仕掛品 | 総平均法 |
| ② 原材料 主要原材料 | 月次平均法 |
| 仕入部品 | 総平均法 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------|--|
| ① 有形固定資産 定率法 | ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 |

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|----------------|--|
| ① 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ② 消費税等の会計処理の方法 | 税抜方式によっております。 |

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,704百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたもののほか次のものがあります。
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,067百万円 |
| 短期金銭債務 | 410百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 2,004百万円
仕入高 3,086百万円
営業取引以外の取引高 98百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首の株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 291,700株 | 3,840株 | －株 | 295,540株 |

(注) 株式数の増加3,840株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------|-------|
| 未払事業税 | 50百万円 |
| 賞与引当金 | 168 |
| 退職給付引当金 | 452 |
| 長期未払金 | 58 |
| 減価償却費 | 13 |
| ゴルフ会員権 | 29 |
| 減損損失 | 155 |
| その他 | 315 |
| 繰延税金資産小計 | 1,244 |
| 評価性引当額 | △345 |
| 繰延税金資産合計 | 898 |
| (繰延税金負債) | |
| 特別償却準備金 | 52 |
| 固定資産圧縮積立金 | 7 |
| 有価証券評価差額 | 417 |
| その他 | 34 |
| 繰延税金負債合計 | 511 |
| 繰延税金資産の純額 | 386 |

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は28百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|-----------|--------|-------------------|---------------|-----------------------|--------|----------------|-------|---------------|-------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | エヌピー工業(株) | 兵庫県加東市 | 10 | 流体制御関連機器製品の製造 | 直接100 | 役員1名 | 当社製品の製造設備資金の貸付 | 利息の受取 | 5 | 長期貸付金 | 350 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,062円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 62円44銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月3日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 禎 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピラー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月3日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 禎 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門を含むその他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店、工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社を訪問してその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

日本ピラー工業株式会社 監査役会

| | | | |
|-----------|-------|---|---|
| 常 勤 監 査 役 | 神 田 孝 | 三 | ㊞ |
| 監 査 役 | 門 屋 明 | 一 | ㊞ |
| 監 査 役 | 森 恵 | 一 | ㊞ |

(注)監査役門屋 明及び森 恵一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、第66期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき普通配当8円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額 197,974,928円
なお、中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき16円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 1 | いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 (昭和23年12月14日生) | 昭和53年8月 当社入社 取締役 昭和60年2月 当社常務取締役 昭和62年8月 当社取締役副社長 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年6月 当社社長執行役員（現任） | 716,400株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 2 | おお いわ てる おお 大 岩 輝 雄 (昭和27年9月25日生) | 平成18年6月 当社入社 当社取締役（現任） 平成19年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社専務執行役員（現任） 平成25年3月 当社管理部門管掌、 経営企画部長兼情報システム部長 平成26年3月 当社営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 韓国ピラー工業株式会社代表理事 | 22,600株 |
| 3 | かつ み りょう いち 勝 見 僚 一 (昭和28年10月18日生) | 昭和51年4月 当社入社 平成22年3月 当社営業本部長 平成22年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） 平成26年3月 当社営業本部海外事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 台湾ピラー工業株式会社董事長 | 17,000株 |
| 4 | いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 (昭和54年9月5日生) | 平成22年6月 当社入社 当社執行役員（現任） 平成23年3月 当社技術生産本部副本部長 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成25年3月 当社生産本部副本部長 平成26年3月 当社営業本部グローバル事業推進部長（現任） (重要な兼職の状況) 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 | 42,500株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 5 | ※ おおさき しんじ 大崎 真仁 (昭和26年6月28日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成13年3月 当社人事総務部長 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社執行役員(現任) 平成22年3月 当社九州支店長 平成26年3月 当社総務人事部長兼情報システム部長(現任) | 22,800株 |
| 6 | ※ しゆく なみ かつ ひこ 宿南 克彦 (昭和34年5月27日生) | 昭和58年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 三井住友銀行) 入行 平成25年4月 当社に出向 平成26年5月 当社入社 当社経営企画部長兼工場管理部長(現任) | 10,000株 |
| 7 | なか がわ たけ お 中川 威雄 (昭和13年10月12日生) | 平成11年5月 東京大学名誉教授(現任) 平成12年10月 ファインテック株式会社代表取締役社長(現任) 平成14年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ファインテック株式会社代表取締役社長 ファナック株式会社社外監査役 株式会社ツガミ社外取締役 オーエスジー株式会社社外取締役 | 15,000株 |

(注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。

2.中川威雄氏は、社外取締役候補者であります。

3.当社は、社外取締役候補者中川威雄氏と技術顧問契約を締結しております。

4.その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

5.中川威雄氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に豊富な知識と経験を有しており、また、生産技術分野で深い見識を持たれておりますので、このような立場から当社の経営について長期的展望や当社の従来
の発想とは異なった視点から有益なご意見をいただくためであります。

なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間です。

6.当社は、定款に社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を設けていますが、契約締結の予定はしていません。

なお、責任限定契約を締結する場合の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成23年6月23日開催の当社定時株主総会において、一部修正した内容でその継続につき株主の皆様にご承認をいただいておりますが、有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め引き続きそのあり方について検討してまいりました。その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、当社取締役会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランの継続にあたり、表現等の形式面で軽微な変更をしておりますが、本プランの実質的な内容についての大幅な変更はありません。

また、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を表明しています。

つきましては、本プランの重要性に鑑み、株主の皆様のご意思をより反映させるため、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は大正13年（1924年）の創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、メカニカルシール、グランドパッキン、ガスケットなどお客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。これらの製品は電力、船舶、自動車からエレクトロニクスに至るまで幅広い分野で使用され、そこで培った材料技術、設計技術、加工技術などを活用し、半導体・液晶製造装置関連業界向けにふっ素樹脂製品を開発、提供し、国内外で高い評価を得ています。

このような事業展開を支えている企業の基本理念は、創業以来脈々と受け継がれてきた社是にあります。永年のお客様との信頼関係の礎となる「品質第一」、組織の壁を排除し社員の総力を結集することの重要性を示した「和衷協力」、技術のピラーとして常に他社より先を行く「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。

この社是を守り続けてきたことにより生み出された当社の企業価値の主な源泉は、①新たな価値創造を目指す技術開発力、②効率性を追求した生産体制、③お客様満足に応える品質保証体制、④それらを作り出す人材育成、にあると認識しています。

- ① まず技術開発力については、当社は材料（素材）開発から手がけた独創的な製品開発に努めており、産業構造の変化に伴う成長分野向けに高機能製品の提供をし、お客様から高い評価を得ています。また最新の技術動向にも着目し、顧客ニーズに応えるべく今後もさらなる高みを目指します。
- ② つぎに生産体制については、当社製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、化学、船舶、自動車、土木建築、食品など幅広い産業分野の重要機能部品として使用されており、その用途により仕様が異なるため、それぞれに最適な設計や生産が求められます。お客様の要求に高いレベルで応えるため、効率的かつクオリティの高い製品づくりを実現しています。
- ③ さらに品質保証体制については、日本のシールメーカーとして初めてISO9001（国際規格）の認証を取得するなど、製品開発から設計、生産、販売サービスにいたるまでいろいろな段階で独自の品質保証体制を確立し、すべてのお客様に上質な製品を提供し続けています。
- ④ 最後に、新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力にあります。全体最適の発想で改革をリードする人材を育てることが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、国内外を問わず活躍できる人づくりに努めています。

このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をとおして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、新たに平成29年3月までの3事業年度に関する新中期経営計画「BTvision16」を本年4月からスタートさせています。本計画は「企業競争力の強化」「グローバル化の推進」「新事業・新市場の開拓」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。

具体的な取組みとして、まず「企業競争力の強化」においては、技術競争力の向上に努め、流体制御関連機器市場における総合シールメーカーの強みを活かし、顧客ニーズの「専門化」「多様化」に対応した新たな製品開発やサービス展開を進めてまいります。また、お客様要望へのスピーディな対応やコスト競争力の向上にも努めてまいります。

つぎに「グローバル化の推進」においては、著しい成長や新たな需要が見込まれるアジア・中東地域を中心に、市場規模調査やお客様開拓などを着実に進め、エリアごとに適切な各種製品の拡販を強化してまいります。それと共に「海外ネットワークの構築」「グローバル人材の育成」にも取組み、変化の激しいグローバル社会に即した組織体制の構築に努めてまいります。

さらに「新事業・新市場の開拓」においては、新エネルギー・省資源・環境・安全をキーワードに当社のこれまで培ってきた独自技術を活かし、自動車・情報通信・土木建築などの市場で市場ニーズに合致した新しい製品作りに努めてまいります。

当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに意見を決議し、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、平成26年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案及び申し入れ等一切ございませんので、念のため申し入れさせていただきます。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。なお、買付者からの情報の提供はすべて日本語で行うものとします。

(i)当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、合理的な期限を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i)買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴、当社事業と同業の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報又はセグメント情報、大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況等を含みます。）
- (ii)大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (iii)大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv)大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部又は一部について開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

(i)対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ii)その他の大規模買付行為の場合には最大で90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為等が意図されており、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月26日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者の略歴

門 屋 明 (かどや あきら) 昭和25年7月11日生
昭和57年3月 公認会計士登録 (現任)
平成10年11月 ネクスス監査法人代表社員
平成12年6月 当社監査役 (現任)

森 恵 一 (もり えいいち) 昭和32年2月23日生
昭和57年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) (現任)
平成19年4月 色川法律事務所入所 パートナー (現任)
平成20年4月 大阪弁護士会副会長
平成22年6月 当社監査役 (現任)
※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

辰 野 久 夫 (たつの ひさお) 昭和26年7月4日生
昭和55年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) (現任)
平成3年4月 辰野・尾崎・藤井法律事務所設立 パートナー (現任)
平成17年4月 大阪弁護士会副会長

上記三氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

(平成26年3月31日現在)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 25,042,406株 |
| 3. 株主数 | 2,327名 |
| 4. 大株主 | |

| 株 主 名 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|---------------|-------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 1,221 | 4.87 |
| 日本ピラー工業取引先持株会 | 1,119 | 4.47 |
| 有限会社ロックウェーブ | 1,020 | 4.07 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 897 | 3.58 |
| 岩 波 清 久 | 716 | 2.86 |
| 明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 700 | 2.79 |
| 株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 692 | 2.76 |
| 株式会社三井住友銀行 | 692 | 2.76 |
| ダイキン工業株式会社 | 400 | 1.60 |
| ピーピーエイチ ポストン フォー ノムラ ジャパン スモーカー キャピタライゼーション ファンド 620065 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 349 | 1.39 |

(注) 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が反社会的勢力である場合や買付者等の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれているほか、対象買付が適用法令に抵触する結果、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響が生じ、当社並びに当社グループの企業価値及び当社株主の皆様全体の利益を著しく損なうおそれがある場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

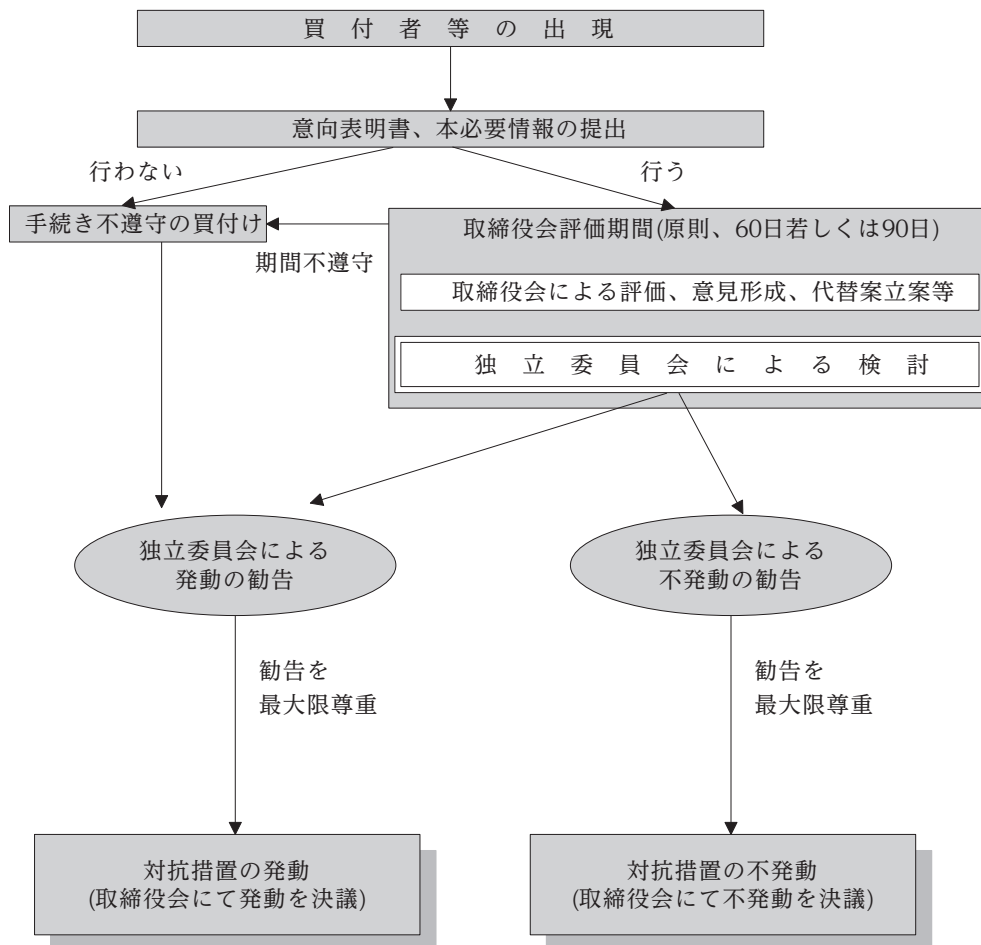
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以 上

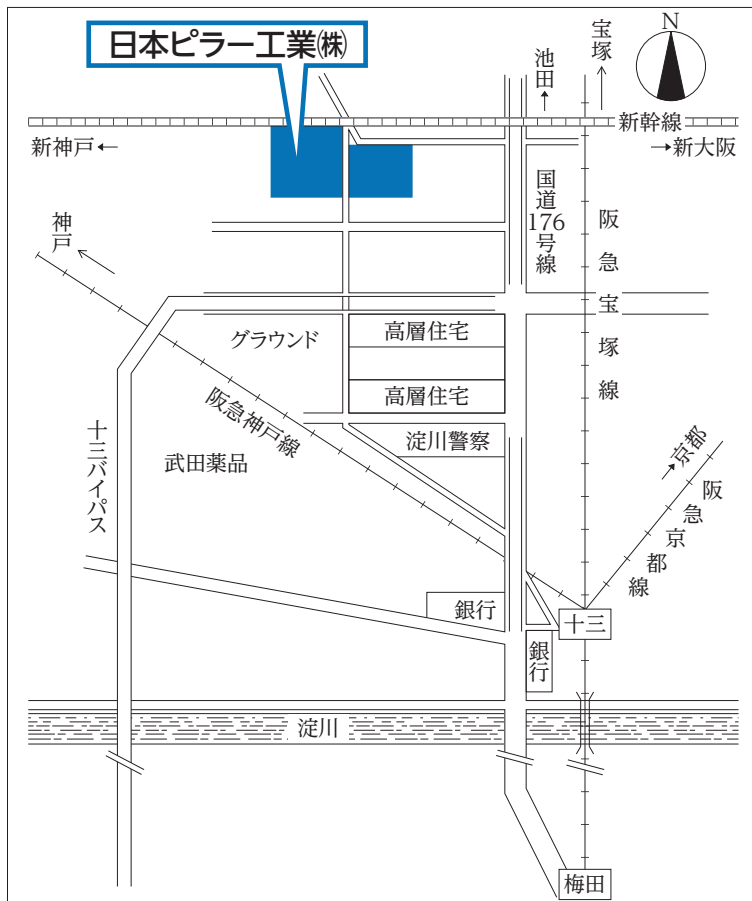
株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

日本ピラー工業株式会社 本会議室

TEL (06) 6305-1781

(阪急電車十三駅下車北約800m)



UD
FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。